

職員募集のお知らせ

大阪税関では、障害者雇用の一環として非常勤職員（事務補助員）を募集しております。
募集内容は下記の通りです。

1. 応募区分 2602-5（大阪市内・非常勤）

2. 勤務先

大阪税関調査部調査統計課

（大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館4階）

※施設設備情報

- ・大阪合同庁舎第4号館の玄関：道路との段差なし（車椅子での進入可）
- ・男性用トイレ：個室（洋式1・和式2）、小便器4、手洗い場2（4階）
- ・女性用トイレ：個室（洋式2・和式1）、手洗い場2（4階）
- ・男性用車椅子用トイレ：有り（1階及び3階に個室で設置）
- ・女性用車椅子用トイレ：有り（1階及び3階に個室で設置）
- ・建物内エレベーター有り（扉幅100cm）
- ・建物内車椅子可（スロープ有り）
- ・階段手すり：両側有り
- ・勤務先（4階調査統計課事務所）の入口扉幅（80cm）

3. 募集人数 1名

4. 職務内容等（一例）

- ・パソコンを用いたデータ入力
- ・定期報告、点検業務
- ・備品・消耗品の管理業務補助
- ・郵便物等の仕分け及び配布

※具体的な仕事内容は本人の適性や障害の状況に応じて調整いたします。

5. 応募資格

次に掲げる手帳等の交付を受けている者

- ア ①身体障害者手帳
②身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

- ③産業医又は人事院規則10-4第9条等に規定する健康管理医による②に準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るもの）を除く。）
- イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- ウ 精神障害者保健福祉手帳

6. 応募ができない者

以下に該当する者は応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

7. 勤務条件・給与等

- (1) 勤務時間：午前8：30～午後5：00の間の休憩除く4時間から6時間で週29時間以内
(うち、午後12：15から午後1：00までは休憩時間となります)
※勤務時間については、相談の上、決定いたします。
- (2) 勤務期間：令和8年2月1日～令和8年3月31日（更新の可能性あり）
- (3) 勤務日：土、日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日
- (4) 休暇等：有給の年次休暇があります。
(採用日から6ヶ月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤以降付与)
※その他、事情に応じた有給・無給の休暇があります。
- (5) 給与：時給1,299円
(ただし、法令の改正等があった場合、常勤職員に準じて改定（増額又は減額）する場合があります。)
- (6) 賞与：年2回（6月、12月）、勤務実績に応じて支給（ただし、法令の改正等があった場合、常勤職員に準じて改定（増額又は減額）する場合があります。）
- (7) 交通費：別途支給（月150,000円まで）

(8) 加入保険等：財務省共済組合短期給付（医療保険）、厚生年金保険、雇用保険

※ 雇用保険は勤務時間や日数等の条件を満たした場合は退職手当の支給対象となるため、資格を喪失することとなります。

8. 服務規律等

国家公務員法等に定める義務等（服務の根本基準、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務及び政治的行為の制限等）を遵守。

9. ・期日までに履歴書、職務経歴書を下記住所宛に送付してください。

※履歴書の本人希望欄に、「2602-5（大阪市内・非常勤）」と必ず記入してください。

・応募書類の返却はいたしません。

※応募書類に記載された個人情報については、採用に関する手続き以外の目的には使用しません。

・業務遂行上の配慮等の確認のため、障害の状況や配慮事項等を可能な範囲で応募書類にご記入ください。

・支援機関を利用している方は、支援機関の名称・支援者のわかる内容を応募書類にご記入ください。

〈書類提出先〉

〒552-0021

大阪府大阪市港区築港4-10-3

大阪税関総務部人事第3係 宛

書類の〆切は、以下のとおりです。

令和7年12月23日（火）必着

締切後10日以内に、書類選考合格者宛に面接日時を連絡します。 勤務条件等のご質問は下記にご連絡ください。

問い合わせ先

〒552-0021

大阪府大阪市港区築港4-10-3

大阪税関総務部人事第3係

電話番号：06-6573-8845

メール：osaka-jinji3@customs.go.jp